

「これらの金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「第五項又は第六項に規定する」を削り、「これら」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「及び第三項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第十項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「第五項及び第六項」を「第三項」に、「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「これら」を「同項」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「第七項」を「第四項」に、「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「第五項から第七項まで」を「第三項又は第四項」に、「及び」を「並びに」に、「第十条の三第五項から第七項まで」を「第十条の三第三項及び第四項」に改め、同項を同条第十項とする。

第十条の四第三項中「税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定建物等の取得価額に当該認定を

受けた日が次の各号に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項において同じ」を「その事業の用に供した当該特定建物等の取得価額の百分の四（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の七）に相当する金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という）に、「第十条第六項第二号」を「第十条第八項第四号」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定建物等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第七項中「第十条の四第三項」を「第十条の四の二第三項」に改め、同条を第十条の四の二とする。

第十条の三の次に次の一条を加える。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{けん}を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の四 青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、当該個人が行う同条に規定する承認地域経済牽引事業（以下この項から第三項までにおいて「承認地域経済牽引事業」という。）に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第二項第一号に規定する促進区域（第三項において「促進区域」という。）内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画（同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に従つて特定地域経済牽引事業施設等（承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、政令で定める規模のものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定事業用機械等」という。）でその製作若しく

は建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）は、その承認地域経済牽引事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定事業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該特定事業用機械等の取得価額（その特定事業用機械等に係る一の特定期間地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が百億円を超える場合には、百億円にその特定事業用機械等の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の四十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定事業用機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入され

る金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該特定事業用機械等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定事業用機械等を承認地域経済牽引事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定事業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、指定期間内に、当該個人の行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従つて特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引

事業の用に供したときは、当該特定事業用機械等につき第一項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その承認地域経済牽引事業の用に供した当該特定事業用機械等の基準取得価額の百分の四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定事業用機械等については、適用しない。

5 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定事業用機械等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正

請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる特定事業用機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定事業用機械等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された特定事業用機械等の取得価額を限度とする。

7 その年分の所得税について第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の四第三項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

8 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の五第一項中「第十条第六項第二号」を「第十条第八項第四号」に、「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に改め、同条第二項中「第一号に」を「前項第一号及び第三号に」に、「二十万

円（当該個人が第二号に掲げる要件を満たす場合には、五十万円）に当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数）を乗じて計算した金額」を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 三十万円（当該個人の基準雇用者割合が百分の十以上であること又は当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者のうち当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当しない者の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされた場合には、六十万円）に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。次号において同じ。）のうち当該個人が受けた地域再生法第十七条の二第三項の認定に係る特定業務施設において当該適用年に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数（同号及び第三号において「特定新規雇用者数」という。）に達するまでの数を乗じて計算した金額

イ 当該個人との間で労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）第十七条第一項に規定する有期労

働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する短時間労働者でないこと。

二 二十万円（前号に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合には、五十万円）に、当該個人が受けた地域再生法第十七条の二第三項の認定に係る特定業務施設において当該適用年に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該特定業務施設に勤務するものの総数（当該総数が当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数）として政令で定めるところにより証明がされた数（以下この号及び次号において「新規雇用者総数」という。）から特定新規雇用者数を控除した数のうち当該新規雇用者総数の百分の四十に相当する数（当該数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数。同号において同じ。）に達するまでの数と当該地方事業所基準雇用者数から当該新規雇用者総数を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額

三十万円（第一号に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合には、四十万円）に、新規

雇用者総数から特定新規雇用者数を控除した数のうち当該新規雇用者総数の百分の四十に相当する数を超える部分の数を乗じて計算した金額

第十条の五第四項第一号中「第六号及び第十一号」を「第七号及び第十二号」に改め、同項第四号中「第七号及び第十号」を「第八号及び第十一号」に改め、同項第十一号中「個人が」を「個人の」に改め、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて当該計画の認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域に移転して整備した」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「個人が」を「個人の」に、「地域再生法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この号及び第十一号において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従つて当該計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事（同号において「認定都道府県知事」という。）が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画（同号において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一

項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において整備した同法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設（第十一号において「特定業務施設」という。）を「特定業務施設」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「次号に規定する」を削り、同号イ中「（平成十九年法律第二百二十八号）」を削り、同号ロ中「（平成五年法律第七十六号）」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 特定業務施設 地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号に規定する地方活力向上地域（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第二項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って整備されたものをいう。

第十条の五第五項中「前項第十号」を「前項第十一号」に改め、同条第七項中「修正申告書又は更正請求書」を「（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する

場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改める。

第十条の五の二第一項中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第十条第六項第二号」を「第十条第八項第四号」に改め、「の百分の二十に相当する金額」の下に「（第十条の三第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を加え、同条第四項中「控除される金額」の下に「又は第十条の三第三項及び第四項並びに次条第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額」を加え、「当該金額」を「これらの金額」に改め、同条第八項中「、修正申告書又は更正請求書に、」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に」、「は、当該」を「の計算の基礎となる経営改善設備の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第九項中「、修正申告書又は更正請求書」を

「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)」に改める。

第十条の五の三第一項中「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改め、「相当する金額」の下に「第二号ロに定める要件を満たす個人にあつては、当該雇用者給与等支給増加額のうち当該個人の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額に百分の二(当該個人が中小事業者である場合には、百分の十二)を乗じて計算した金額を加算した金額。」を加え、「第十条第六項第二号」を「第十条第八項第四号」に改め、「(同項第四号に規定する中小事業者をいう。次項第五号ハ及びニにおいて同じ。)」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる個人の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすこと。

イ 中小事業者 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。

ロ イに掲げる個人以外の個人 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の当該比較平均給与等支給額に対する割合が百分の二以上であること。

第十条の五の三第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 中小事業者 第十条第八項第五号に規定する中小事業者をいう。

第十条の五の三第四項中「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)」に、「控除」を「及びその額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額、控除」に、「及び」を「並びに」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる雇用者給与等支給増加額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第六項中「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の四第一項」に改め、同条を第十条の五の四とする。

第十条の五の二の次に次の一条を加える。

(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の五の三 特定中小事業者(第十条の三第一項に規定する中小事業者のうち中小企業等経営強化法第十三条第一項の認定(以下この項において「認定」という。)を受けた同法第二条第二項に規定する中小企業者等に該当するものをいう。以下この条において同じ。)が、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に、生産等設備を構成す

る機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第十三条第四項に規定する経営力向上設備等（経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもので、その特定中小事業者のその認定に係る同条第一項に規定する経営力向上計画（同法第十四条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載されたものに限る。）に該当するもののうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定経営力向上設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む事業の用（第十条の三第一項に規定する指定事業の用又は前条第一項に規定する指定事業の用に限る。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。）の年分における当該特定中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該特定経営力向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定経営力向上

設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定経営力向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該特定経営力向上設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定経営力向上設備等を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定経営力向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 特定中小事業者が、指定期間内に、特定経営力向上設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定経営力向上設備等につ

き第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定経営力向上設備等の取得価額の百分の十に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小事業者の供用年における税額控除限度額が、当該特定中小事業者の当該供用年の年分の調整前事業所得税額（第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。）の百分の二十に相当する金額（第十条の三第三項及び前条第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその指定事業の用に供した特定経営力向上設備等につき前項の規定によりその年

分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は第十条の三第三項及び第四項並びに前条第三項及び第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

6 第一項の規定は、特定中小事業者が所有権移転外リース取引により取得した特定経営力向上設備等については、適用しない。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定経営力向上設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正

請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる特定経営力向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定経営力向上設備等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された特定経営力向上設備等の取得価額を限度とする。

9 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の五の三第三項及び第四項（特定中小事業者が特

定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除」とする。

- 11 第六項から前項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の六第一項中「第十条第六項第二号」を「第十条第八項第四号」に改め、同項第二号中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改め、同項第三号中「第十条第三項」を「第十条第六項」に改め、同項第四号中「第十条第四項」を「第十条第七項」に、「同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、同条第五項の規定を適用して計算した金額）のうち同条第四項」を「同項に規定する超過税額控除限度額のうち同項」に改め、同項第六号中「第十条の三第五項から第七項まで」を「第十条の三第三項又は第四項」に、「同条第五項」を「同条第三項」に改め、「同条第六項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を削り、「同条第七項」を「同条第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 第十条の四第三項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額